

## 情報通信特別委員会委員長（小川義昭君）

情報通信特別委員会における付託事項の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

情報通信技術の進歩により、タブレット型端末機を初めとする情報通信端末機の普及が進んでおります。こうした中、議案や会議資料のペーパーレス化を目指す地方議会が年々ふえており、本市議会においても、市民に行政情報などをわかりやすく説明することや、会議資料等のペーパーレス化による環境負荷の低減などを目的として、平成 27 年 7 月、当時の議長の諮問委員会であります ICT 推進委員会が設置され、タブレット型端末機導入に向けた協議が重ねられました。その後、推進委員会の答申を踏まえ、来期からの導入に向けて、より具体的な導入体制を検討することを目的として、本年 6 月会議において本特別委員会が設置されました。

これまでに 5 回にわたる委員会、また、タブレット型端末機の活用策及び使用に関する基準を初め、導入する端末の機種、ペーパーレス会議システムについて、より具体的な調査研究を行うことを目的として、情報通信端末導入に関する小委員会を設置し、4 回にわたる会議において、鋭意検討、審査してまいりました。

まず、タブレット型端末機の導入時期であります。5 月 27 日の議員協議会において、来期に向けて端末機を導入する方向で合意形成がなされ、本特別委員会が設置された経緯を踏まえ、来年度早々には導入し、試験稼働による検証及び調整を行った後、9 月会議を目標として本稼働へ移行するとの結論に至りました。

次に、タブレット型端末機の活用策についてであります。議会活動、議員活動、事務連絡の 3 つの区分で 10 項目の活用用途を協議し、タブレット型端末機導入目的の一つである、本会議、委員会、全員協議会、議員協議会における電子資料の閲覧については、安全性、操作性、トラブル時のサポート等を考慮し、電子会議システムの導入が必要であるという結論に至りました。こうしたことから、10 月 17 日に開催した、情報通信端末導入に関する小委員会において、タブレット型端末機並びにペーパーレス会議システムを用いて実際に会議を行い、視認性や操作性等の確認を行いました。

次に、導入するタブレット型端末機についてであります。端末機については、事務連絡を初め、災害時などの迅速な緊急連絡体制への対応のほか、市民の皆さんへの広報広聴活動における的確な情報の提供を可能とするため、使用場所を選ばず、携帯電話回線を介し通信ができるセルラーモデル型端末機を導入することが適当との結論に至りました。

次に、タブレット型端末機の使用基準の整備についてであります。この基準は、白山市議会において、端末機における本会議を初めとした各種会議のほか、議員活動における使用に関して必要な事項を定めるものであり、端末機の管理やセキュリティー対策、また、通信費の議員負担に関する事項等を規定することとしました。また、会議での端末機使用については、今後、白山市議会会議規則において規定することとしました。

以上、情報通信端末の利活用についての審査の経過と概要を申し上げましたが、本市議会へのタブレット型端末機導入については、膨大な会議資料等の閲覧、情報伝達の迅速化、市民等への政策説明や情報提供、災害時における情報の収集や伝達手段としての活用など、議会及び議員活動に大変有効であると考えます。

同時に、市議会への情報提供や各種計画書、会議資料作成に係る印刷や労務コストの縮小など、より効果的な活用を図るため、執行部においてもタブレット型端末機を導入し、全庁的な経費節減を推進できる体制づくりが必要と考えます。

また、情報通信技術は日進月歩で発展する分野であることから、今後も費用対効果を見きわめながら、効率的、効果的な利活用方法について注視、検討を行う必要があります。

そのようなことから、引き続き議論を積み重ねながら、本市議会にふさわしい情報通信端末の利活用について確立すべきものであり、それらを活用することにより、さらなる議会の活性化と、より市民に開かれた白山市議会となるよう努めるものとし、情報通信特別委員会の委員長報告といたします。